

5 . 施工監理時の留意点について

Q：施工監理時に注意が必要なことは何ですか？

施工監理時の留意点としては、請負者より提出される施工計画書や施工要領書の記載内容等の確認や設計図書等で指定した建材及び施工方法で施工されているかの現場での確認が必要となります。

1) 施工計画書や施工要領書の主な確認事項

- ・ 設計図書等で指定されている建材及び施工方法となっているか。
- ・ 納入された建材の保管方法は適切か。(下位品質のものと同じ場所で保管すると、揮発性有機化合物を吸着することがあるので注意が必要。)
- ・ メーカーの使用規定に基づいた使用方法により施工要領書が作成されているか。(特に、塗布量、配合比、オープンタイム、可使用時間。)
- ・ 室内空気汚染物質(揮発性有機化合物) を速やかに排出するための施工中の換気が励行されているか。(扉や窓を開放して換気・通風を行う。造り付け家具等の扉もできる限り開放して内部に発生した化学物質を放散させる。等)
- ・ 材料の保管、材料の練り混ぜ時の通風・換気への配慮がなされているか。(練り場の空気が他の部屋へ広がることのないように注意する。)
- ・ 下地の養生及び乾燥期間が適正に確保されているか。(揮発性有機化合物は、湿度が高いと発生が多くなる傾向があるため、下地の乾燥状態に注意する。)
- ・ 改修工事、補修工事等の場合の工事範囲以外との区画がなされているか。(揮発した溶剤等が工事範囲以外へ流入しないように配慮する。)
- ・ 手直し工事(ダメ工事) を行う場合、設計図書等で指定されている建材及び施工方法となっているか。(使用する材料を間違えないようにする。また、手直し工事を行った日を記録に残すようにする。)
- ・ 美装工事(クリーニング) で使用するワックス、洗剤、薬剤等の材質を確認する。(化学物質が発生しない、又は、発生の少ないものを選定する。)

2) 搬入された材料等の主な確認事項

- ・ 設計図書等で指定されている建材及び施工方法となっているか。
- ・ 品質(表示マーク) の表示を行っている建材については、納入された建材の等級印を確認する。
- ・ 化学物質等安全性データシート(MSDS) により揮発性有機化合物の有無および含有量を確認する。